

# 静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用

## 【改定箇所 新旧対照表】

令和元年 10 月

静岡県



新旧対照表

旧	新
<p>静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用</p>	<p>静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用</p>
<p>第3条関係 (略)</p>	<p>第3条関係 (略)</p>
<p>第3条第2項関係 (略)</p>	<p>第3条第2項関係 (略)</p>
<p>第7条関係 (略)</p>	<p>第7条関係 (略)</p>
<p>(契約しない場合の判断基準)</p>	<p>(契約しない場合の判断基準)</p>
<p>第11条関係                      契約しない基準額は、予定価格を記載する書面の下部に「契約しない基準額 ○○円」と記載し、さらに、当該契約しない基準額に <u>108分の100</u> を乗じて得た金額を「(契約しない基準額 ○○円 (消費税抜き))」と記載する。                      なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事については、契約しない基準額を設定しないものとする。</p>	<p>第11条関係                      契約しない基準額は、予定価格を記載する書面の下部に「契約しない基準額 ○○円」と記載し、さらに、当該契約しない基準額に <u>110分の100</u> を乗じて得た金額を「(契約しない基準額 ○○円 (消費税抜き))」と記載する。                      なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事については、契約しない基準額を設定しないものとする。</p>
<p>附 則                      この運用は、平成19年4月1日から施行する。                      この運用は、平成20年4月1日から施行する。                      この運用は、平成21年4月1日から施行する。                      この運用は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成22年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成23年9月5日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p>附 則                      この運用は、平成19年4月1日から施行する。                      この運用は、平成20年4月1日から施行する。                      この運用は、平成21年4月1日から施行する。                      この運用は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成22年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成23年9月5日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。                      この運用は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。  <u>この運用は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>

新旧对照表

旧	新
---	---